



福岡医発第 3331 号 (地)

令和 3 年 3 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて
(その 38)

今般、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱いについて、別紙のとおり厚生労働省より取扱いが示された旨、日本医師会より通知がありましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについて、市町村等の計画又は要請により、自施設内で接種を行った保険医療機関等又は当該保険医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱いの考え方について示されております。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

問 1 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについて、市町村等の計画又は要請により、自施設内で接種を行った保険医療機関等又は当該保険医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等について、それぞれ、令和 2 年 8 月 31 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 26)」 1. (2) ①イ「アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等」に該当すると考えてよいか。

(答) よい。

以上

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

(保 385)

令和3年3月22日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その38）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについて、市町村等の計画又は要請により、自施設内で接種を行った保険医療機関等又は当該保険医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱いの考え方について示されております。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その38）

（令 3.3.22 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事務連絡
令和3年3月22日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その38）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱いについて別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

以上

(別添)

問 1 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンについて、市町村等の計画又は要請により、自施設内で接種を行った保険医療機関等又は当該保険医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等について、それぞれ、令和 2 年 8 月 31 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 26）」 1. (2) ①イ「アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等」に該当すると考えてよい
か。

(答) よい。